

No448 発行日 令和5年5月20日

編集・発行所

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1

☎059(382)5971/FAX059(382)7330

URL <http://www.suzuka-shakyo.or.jp/>

令和5年度鈴鹿市社協の基本方針

人口減少や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により社会情勢が大きく変化し、既存の福祉制度では解決が難しい課題が増え、抱える問題も複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症による社会の変化で、生活困窮者の自立や、ヤングケアラー、子どもの居場所づくりなど、これまでの手法では解決し難い課題も明らかになってきました。

これらの課題に対して、本会では既存の福祉分野ごとの縦割りの垣根を取り払い、市や関係機関・団体、地域住民との連携を一層強化することで、誰もが安心して地域で暮らし続けることのできるまちづくりの実現に向けて取り組みます。

重点事項

1. 重層的支援体制の整備

誰も取り残さず、人と人、人と地域資源がつながる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制の整備をします。市や関係機関等の協議と組織の連携強化を図り、個々の課題解決に向けて丁寧に取り組みます。

また、社会的孤立や認知症の方を住民と共に支える地域づくりを進めるとともに、必要な相談窓口につながる方が難しい方に対しては積極的に出向き、市民の困りごとが相談につながる地域づくりをめざします。

2. 施設運営の充実

子どもの発達支援への市民ニーズが大きくなる中、児童発達支援センターである本会療育センターに求められる、地域の中核的な療育施設としての役割がより重要になっています。そのため、研修会等を通じて他事業所と課題解決への情報共有を重ね、鈴鹿市の療育施設全体の質の向上に努めます。

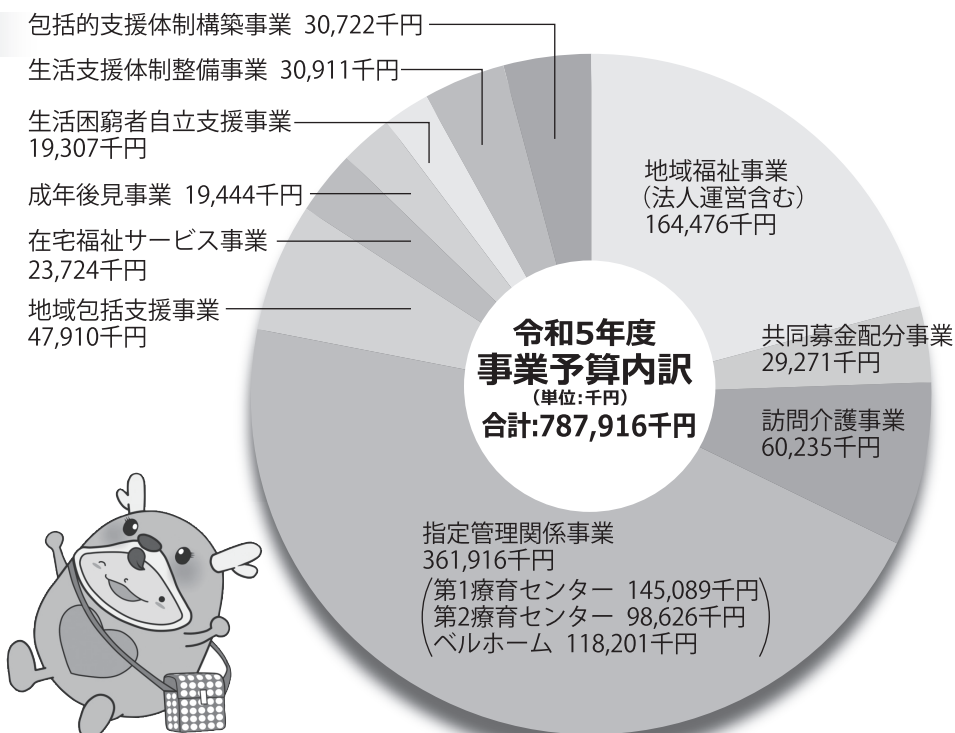
保護者に寄り添い、利用者一人ひとりが心身ともに成長できるよう保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関と緊密に連携し、適切な療育活動の充実を図ります。

また、生活介護支援施設ベルホームでは、利用者の個性と障がいに応じた活動を通して、利用者とその保護者のQOL（生きがいがあり、心身ともに充実した毎日を送ること）の維持・向上を支援します。

3. 運営体制の強化

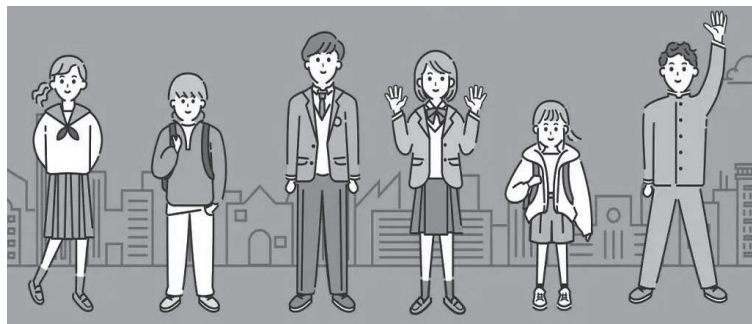
安定的かつ効果的な事業の推進のためには、経営基盤強化が必要です。そのため、公的財源の確保とともに、独自財源についても創意工夫による増収を図り、財務基盤の安定強化に努めます。重ねて、組織体制の見直しを検討し、人材確保と育成に取り組み、組織運営の強化を図ります。

さらに、今後の本会の経営ビジョンと事業運営の目標を明確にし、その実現に向けた組織・事業・財務等に関する具体的な取組を明らかにするため、新たに中期経営計画を策定します。



参加費
無料

令和5年度 鈴鹿ふくし大学 『ヤングケアラーについて学ぶ』 ～こどもがこどもらしく暮らすために～



ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

この講演会でヤングケアラーの現状や悩みを知り、そのような子どもと出会った時にどのようなサポートが必要なのか、私たちに何ができるのかを一緒に学びましょう。



講師

スクールソーシャルワーカー・
保育士・社会福祉士・介護福祉士・
精神保健福祉士・相談支援専門員・
公認心理師

加藤 利枝氏

プロフィール

- ・「(旧)精神薄弱者入所更生施設」で生活指導員、三重障害者職業センターの生活支援パートナー、介護支援専門員として勤務されており、主任介護支援専門員として、介護支援専門員の指導育成にもあたる。
- ・2015年～NPO法人四日市子ども発達支援センター「ひまわり」相談支援専門員、三重県教育委員会(R4年度まで)及び四日市市教育委員会スクールソーシャルワーカー(継続)、成年後見人、未成年後見人等の活動を行っている。

日	時	令和5年6月24日土曜日10:00～12:00(開場9:30)
会	場	鈴鹿市社会福祉センター 2階 大会議室 (鈴鹿市神戸地子町383-1)
定	員	60名(先着順)
申	込	グーグルフォームでの申込み(右記QRコードを読み取り) または直接下記問い合わせ先へお電話ください
問	い	鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター にじ
合	わ	TEL:059-382-5233
せ	先	所在地:鈴鹿市神戸地子町383-1
		申込み期限 6/9(金)



5～6月 ふれあいふくし総合相談のご案内 新型コロナウイルスの影響で相談が中止となる場合がございますのでご了承ください。

5 月			30	火	9	金	20	火
20	土	司法書士相談	31	水	10	土	21	水
21	日				11	日	22	木
22	月	心配ごと相談	1	木	12	月	23	金
23	火		2	金	13	火	24	土
24	水	心配ごと相談	3	土	14	水	25	日
25	木		4	日	15	木	26	月
26	金		5	月	16	金	27	火
27	土	弁護士相談	6	火	17	土	28	水
28	日		7	水	18	日	29	木
29	月	心配ごと相談	8	木	19	月	30	金

相談名
相談内容
相談時間

弁護士相談
司法書士相談
心配ごと相談

遺言・離婚・契約(金銭・賃貸)などの法律相談/13:00~15:30 要予約
財産(不動産・登記等)に関することについて/13:00~15:00 要予約
日常の悩み事について/13:00~15:00



※相談日は、若干変更することもありますので、ご確認の上お越しください。

■善意の寄付・香典返しの寄付について■

この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

詳しくは、鈴鹿市社会福祉協議会までTEL382-5971